

# 神戸市市民の水辺連絡会会則

(名称)

第1条 本会は、神戸市市民の水辺連絡会と称する。

(構成)

第2条 本会は、別表に掲げる神戸市内の水域保全団体（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、構成団体が相互に協力し、神戸市の水域の環境保全に関する思想の普及と意識の高揚に努めることにより、水域の環境保全の推進を図り、自然に親しめるうるおいあるまちづくりを進めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 神戸市の水域の環境保全に必要な事業の企画、立案
- (2) 神戸市の水域の環境保全に関する情報交換
- (3) 構成団体間の連絡調整
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員資格)

第5条 第3条の目的を達するため、本会会員は次の条件を満たすこととする。

- (1) 市内の水辺に拠点を置き、環境保全活動に継続して取り組んでいる非営利組織
  - (2) 継続して3年の活動実績を有すること
- 2 新たな会員の入会については、本会事務局が前項に定める条件の充足を確認し、神戸市環境局長が入会の可否を決定するものとする。

(連絡会議)

第6条 本会の運営のため構成団体の代表者による連絡会議を設ける。

- 2 連絡会議は、毎年1回定期に開催するほか、必要に応じ開催する。

(事務局)

第7条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、神戸市環境局環境保全部地球環境課に置き、連絡会議の議長となる。

(会則の改正)

第8条 この会則の改正は、本会会員の意見を参考に、神戸市環境局長が定め、連絡会議にて報告するものとする。

(雑則)

第9条 前項に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は本会会員の意見を参考に、神戸市環境局長が定め、連絡会議にて報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この会則は、昭和56年10月27日より施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成24年3月12日より施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成27年3月20日より施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成27年4月1日より施行する。

## 別 表

構 成 団 体
明石川タコピー倶楽部
伊川を愛する会
押部谷明石川愛護協議会
新湊川を愛する会
新湊川を守り育てる会
須磨海岸を美しくする運動推進協議会
住吉川清流の会
天井川を美しくする会
都賀川を守ろう会
布引・市ヶ原を美しくする会
櫛谷川愛護協議会
兵庫運河を美しくする会
平野町明石川愛護協議会
福田川クリーンクラブ
妙法寺川を美しくする会
山田川を美しくする会